

神奈川独自の炭素税等の創設に向けた検討（参考資料）

1 二酸化炭素排出削減の目標

① 京都議定書の削減目標

- 先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力ある数値を各国ごとに設定
 - ・対象ガス 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガスの6種類
 - ・吸収源 森林等の吸収源による二酸化炭素吸収量を算入
 - ・基準年 1990年
 - ・目標期間 2008年～2012年の5年間
 - ・数値目標 各国の目標 日本△6%、米国△7%、EU△8%、ロシア0%等
先進国全体で少なくとも5%削減を目指す
- 国際的に協調して約束を達成するための仕組み（京都メカニズム）を導入
 - ・排出量取引 先進国間での排出枠（割当排出量）をやり取り
 - ・共同実施 先進国間の共同プロジェクトで生じた削減量を当事者間でやり取り
(例) 日本・ロシアが協力してロシア国内の古い石炭火力発電所を最新の天然ガス火力発電所に建て替える事業
 - ・クリーン開発メカニズム
先進国と途上国の間の共同プロジェクトで生じた削減量を当該先進国が獲得
(例) 日本・中国が協力して中国内の荒廃地に植林を行う事業

【各界、学識者等の意見】

- 「環境税」に関する見解（平成15年9月19日（社）日本鉄鋼連盟）
 - ・京都議定書は世界のCO₂排出量の1/4を占める米国が入っていないことや、中国（第2位）やインド（第5位）が削減義務を負っていないこと等から、世界のCO₂排出量の1/3しかカバーしていない。真に実効性のある国際的枠組みとするためにも、また、国際競争力上のイコール・フットイングの観点からも、米国と途上国を含む共通のルールづくりが強く求められる。
- 「環境配慮型の税体系を考えるー地球環境を保持する国民的ビジョンの構築に向けてー」（平成18年1月11日（社）経済同友会）
 - ・京都議定書は地球温暖化防止に向けた第一歩であり、「京都」という日本の地名が付いた約束事である点からも、目標達成は必達事項であると言える。また、第一約束期間の期限である2012年までに目標達成が出来なければ、その後の温室効果ガス排出削減について、ペナルティーが課されることにもなる。目標達成に向けては、将来的に持続可能な地球規模での対策が必要であり、わが国はこれに対するイニシアティブを取ることにより「環境先進国ー日本」を目指すべきである一方、世界に「真摯な姿勢」を示すためにも国内対策が求められる。（p7）
- 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
 - ・京都議定書約束期間（2008～2012年）の毎年度、強化・追加が必要な施策の検討を行いつつ、「京都議定書目標達成計画」に基づく取組を加速する。
 - ・CO₂に取引価格を付け、市場メカニズムを活用し技術開発や削減努力を誘導していく手法の一つである国内排出量取引制度については、平成20年秋、多くの業種・企業の参加を得て国内統合市場の試行的実施を開始する。これも踏まえ、実需に基づく健全な市場をつくるため、国際動向も注視し、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題等を明らかにする。

② 京都議定書約束期間終了後の削減目標

○ ハイリゲダムサミット(2007年6月)

- ・安部総理が「美しい星50」を紹介、世界全体の排出量を現状に比して、2050年までに半減することを世界共通の目的とするとともに、次期枠組みを構築するに当たっての「三原則」を提案
- ・排出削減の地球規模での目標を定めるに当たり、すべての主要排出国を含むプロセスにおいて、我々が2050年までに地球規模での排出を少なくとも半減させることを含む、EU、カナダ及び日本による決定を真剣に検討するとされた。

○ 世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議2008年1月)

- ・福田総理、G8議長として「クールアース推進構想を提案」
国連に対し、ピークアウトと温室ガス歳出半減の方策を至急検討するよう要請
エネルギー効率をセクター別に割り出し、枠原価の雨量を積み上げる
世界全体で、2020年までに30%のエネルギー改善目標を提案

○ 福田ビジョン(平成20年6月9日)

- ・2050年までの長期目標として温暖化ガス排出量をに現状比60~80%削減
- ・2025年までに現状比14%削減は可能。来年に中期目標を発表
- ・今秋に国内で排出量取引を試験的に実施
- ・環境税を含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し

○ 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)

京都議定書目標の確実な達成はもとより、「2050年半減」という世界の目標の実現に向け、我が国の長期目標として2050年までに60~80%の削減を掲げ、世界に先駆けて低炭素社会へ転換する。このため、「『低炭素社会・日本』をめざして」に示された革新的な技術開発や、排出削減に対する経済的インセンティブを付与すること等について、我が国として共有すべき姿と、そこに至る道程を、平成20年7月中に行動計画として示す。

○ 洞爺湖サミット(平成20年7月9日)

- ・2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも50%の削減を達成する目標というビジョンを、国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)のすべての締約国と共有し、この目標をUNFCCCの下での交渉で検討、採択することを求める。
- ・主要国は、自らの指導的役割を認識し、各国の事情の違いを考慮に入れ、排出量の絶対的削減を達成するため野心的な中期の国別総量目標を実施する。
- ・09年末までに交渉される国際合意に拘束される形で、すべての主要経済国が意味ある緩和の行動を公約することが必要。
- ・セクター別アプローチは、各国の排出削減目標を達成する上でとりわけ有益な手法。

【各界、学識者等の意見】

○ 「地球温暖化問題に対する日本経団連の取り組みと考え方」日本経済団体連合会産業 第三本部環境グループ長 長谷川雅巳(ESP2008年4月号)

・「先のハイリゲダム・サミットにおいて「真剣に検討する」とされた、2050年で世界の温室効果ガスを半減させるという目標を達成させるためには、先進国でゼロ・エミッションを実現した上で、さらに、途上国で60%の排出量削減がなされる必要がある。これを実現するためには、既存の技術を単に普及させるだけでは不可能であり、革新的な技術が開発される必要がある。」

・「しかし、排出量取引制度の下では、革新的な技術の開発は阻害される可能性もある。例えば、わが国企業のように世界最高水準のエネルギー効率を達成している企業は、CO2排出量を削減

するための限界コストが高く、設定された排出枠を超えた分については、技術開発を行ってCO₂排出量を削減するよりも、排出枠を購入した方がコストが安い。したがって、高いエネルギー効率を達成している企業はほど地球温暖化防止のための研究開発インセンティブが削がれるとともに、研究開発資金が排出枠購入に費やされる。その結果、人類の技術水準の向上が阻害されることが考えられる。また、環境税も徴収された税の使い道如何による部分もあるが、基本的には、技術開発の原動力となる民間部門から、技術開発の原資を奪うものといえる。」

○ 「低炭素社会への課題と展望」京都大学 植田和弘（ESP2008年4月号）

・「現時点においては、世界を人口規模で見ると、圧倒的に途上国の法が多いのであるが、温室効果ガスの排出量と途上国の排出量とはほぼ50対50の割合となり拮抗している。」

・「ここできわめて希望的観測を含めて、2050年までに途上国はかなりの経済発展を実現するけれども、温室効果ガスの排出量は全体として増加せず現状の排出量を全体としては増加せず現状の排出量水準で維持されるところ。（略）直ちに明らかのように2050年の時点で途上国が現時点での排出量と同水準であるとするならば、先進国の排出量はゼロにならなければ、世界全体での排出量を半減することはできないのである。」

○ 「「学」としての地方財政論」立命館大学客員教授 宮本憲一（2008年5月31日第16回日本地方財政学会特別講演）

・IPCCの第4次報告によって、地球温暖化の原因が人間の社会的活動によることが90%確実になり、この問題は科学から政治の問題になった。主要な汚染源であるCO₂を2℃以内押さえるとすれば2050年までに世界の排出量を50%以上（先進国は80%以上）削減せねばならず、2020年までに先進国は20-40%以上削減せねばならないが、今のままでは日本は4%しか削減できぬ。直接規制、環境税や排出量取引などの経済的手法をすべて使わねばならないだろう。

2 我が国における二酸化炭素排出の現状と分析

○ 2006年度全国確定値(平成20年5月16日環境省公表)

- ・ 全国温室効果ガスの総排気量 134,000万トン(基準年度対比 +6.2%)

京都議定書削減約束達成のためには、6.8%の排出削減が必要
(森林吸収源対策で3.8%、京都メカニズムで1.6%の確保目標)

なお、2006年度の原子力発電所の利用率が長期停止の影響を受けていない時の水準(1998年度の実績値84.2%)にあったと仮定して我が国の温室効果ガスの総排出量を推計すると、2006年度の温室効果ガスの総排出量は基準年比で3.2%増

- ・ エネルギー起源CO2の部門別排出量(電気・熱配分後)

(単位：百万t-CO2)

| | 基準年[シェア] | 2005年度 (基準年比) | 2005年度から の増減 | 2006年度確定値 (基準年比) |
|-----------|---------------|------------------|-----------------|---------------------|
| 合計 | 1,059 [92.6%] | 1,203(+13.6%) | → -1.4% → | 1,186 (+12.0%) |
| 産業部門 | 482 [42.1%] | 455(-5.7%) | → 1.1% → | 460 (-4.6%) |
| 運輸部門 | 217 [19.0%] | 257(+18.1%) | → -1.2% → | 254 (+16.7%) |
| 業務その他部門 | 164 [14.4%] | 238(+44.8%) | → -3.7% → | 229 (+39.5%) |
| 家庭部門 | 127 [11.1%] | 174(+36.7%) | → -4.9% → | 166 (+30.0%) |
| エネルギー転換部門 | 67.9 [5.9%] | 79.3(+16.9%) | → -2.6% → | 77.3(+13.9%) |

○ 神奈川の状況(2006年温室効果ガス排出量：速報値)

- ・ 全国 基準年126,100万トン、2006年 134,100万トン 基準年対比 106.4%
- ・ 神奈川県 基準年 7,022万トン、2006年 7,330万トン 基準年対比 104.4%

2006年(平成18年)速報値の県内の全温室効果ガス排出量は、7,330万トン-CO2で、全国の排出量(13億4,100万トン-CO2)の5.5%を占めている。また、神奈川県の温室効果ガス排出量の約97.6%を二酸化炭素が占めている。

- ・ 二酸化炭素排出量構成比・基準年度比較の比較

| | 神奈川県(2006年速報値) | | 神奈川県(2005年確定値) | |
|-----------|----------------|----------|----------------|----------|
| | 構成比 | 1990年度増減 | 構成比 | 1990年度増減 |
| エネルギー転換部門 | 8.2% | 3.4% | 8.1% | 3.6% |
| 産業部門 | 45.6 | 8.0 | 44.0 | 6.7 |
| 民生・家庭部門 | 14.7 | 20.7 | 15.7 | 32.4 |
| 民生・業務部門 | 13.0 | 32.8 | 13.4 | 40.4 |
| 運輸部門 | 15.9 | -1.2 | 16.3 | 4.0 |
| 廃棄物部門 | 2.6 | -3.1 | 2.5 | -3.1 |
| 合計 | 100.0 | 10.0 | 100.0 | 12.7 |

○ 神奈川県における各部門の排出量の特徴

【エネルギー転換部門】

- ・ 近年はほぼ横ばいの状況で推移している。基準年に比べて、2005年は3.6%増加、2006年は3.4%増加している。

【産業部門】

- ・ 近年は、製造業におけるエネルギー消費(石油等)の増加により、排出量が漸増傾向を示している。
- ・ 2005年の排出量は、前年比2.8%増。2006年の排出量は、前年比1.2%増。
- ・ 基準年と比べた排出量は、2005年は6.7%増加、2006年は8.0%増加。

【民生・家庭部門】

- ・ 2005年は前年に比べエネルギー消費量が伸びたが、原発利用の増加による電力由来の排出係数の減少により、排出量は前年比2.6%増加にとどまっている。

- ・2006年にはエネルギー消費量が減少に転じ、さらに電力由来の排出係数の減少も手伝って、排出量は前年比8.8%減少となっている。
- ・基準年と比べた排出量は、2005年は32.4%増加、2006年は20.7%増加。

【民生・業務部門】

- ・エネルギー消費量が伸びているが、原発利用の増加による電力由来の排出係数の減少により、排出量は減少している。
- ・2005年の排出量は、前年比2.2%減少。2006年の排出量は、前年比5.4%減少。
- ・基準年と比べた排出量は、2005年は40.4%増加、2006年は32.8%増加。

【運輸部門】

- ・走行量の減少に伴うガソリン等使用量の減少により、排出量は減少している。
- ・2005年の排出量は、前年比1.5%減少。2006年の排出量は、前年比5.0%減少。
- ・基準年と比べた排出量は、2005年は4.0%増加、2006年は1.2%減少。

【廃棄物部門】

- ・基準年以降、ほぼ横ばいの状況で推移している。

【各界、学識者等の意見】

○「企業活動による技術開発こそCO2排出削減の核心」（社）日本経済団体連合会環境安全委員会地球環境部会部会長 猪野博行（都市問題 2008年4月号）

・経済活動を維持しつつCO2削減に取り組む手法として、日本経団連では「環境自主行動計画」を推進している。日本経団連では、経団連地球環境憲章（1991年）以降、温暖化問題に取り組んできたが、1997年から日本の産業界が業界ごとに目標を設定してCO2削減の活動を行う「環境自主行動計画」を実施し、毎年フォローアップを行っている。同計画では、2006年度に、活動量が90年度対比11.9%増加する中で、CO2排出原単位を13.4%も改善し、結果として総量削減を達成している。日本全体でも、温室効果ガス排出量が90年度対比6.4%増となっている中で、産業部門のCO2削減量は、2006年度速報値で90年度対比5.6%減少するなど実績をあげている。

○「排出権取引制度で低炭素社会への移行を」京都大学 諸富徹（都市問題 2008年4月号）

・「産業・エネルギー部門のうち8割をカバーする経団連自主行動計画では、原発稼働停止等で従来の対策量不足が見込まれたため、2007年10月に自主行動計画の「目標引き上げ」が行われた。しかし、実際には目標を引き上げた18業種のうち11業種が、既に達成している現状を下回る甘い水準を、「目標の引き上げ」と称して発表していたことも、気候ネットワークにより明らかにされた。（略）さらなる削減余地が残っていたことを意味する。」

・「反面、家庭部門の排出は確かに増加傾向にあるが、そのエネルギー水準は、国際比較で見ると先進国で群を抜いて低い。これは日本の気候も作用しているが、欧米のように全館冷暖房を行わず、必要な空間だけに空調を行う日本の家屋の特徴が出ているといえよう。したがって、むしろ直接排出の64%を占め、削減余力、技術的潜在能力を持つ産業・エネルギー転換部門からの排出削減こそが日本の温暖化対策の「本丸」だといえる。」

3 我が国において炭素税導入の意義

「環境税の具体案」平成17年10月 環境省

2. 環境税の具体的仕組み

(1) 課税対象・段階

[1] 主に家庭・オフィスにおいて使用される化石燃料に対する課税

ガソリン、LPG、灯油：上流課税（石油精製会社から移出された段階又は製品として輸入された段階で課税）

[2] 主に事業活動において使用される化石燃料に対する課税

石炭、天然ガス、重油、軽油、ジェット燃料：大口排出者（[3]の対象者を除く。）による申告納税

[3] 電気事業者等において使用される化石燃料に対する課税

発電用燃料、ガス製造用原料：電気事業者、都市ガス製造業者による申告納税

(注) ただし、ガソリン、軽油、ジェット燃料については、原油価格の高騰及び既存税負担の状況等にかんがみ、当分の間適用を停止する。

(2) 税収額、税率

税収額は、約3,700億円とする。

<各部門の課税額> 産業 約1,600億円、業務その他 約1,100億円、家庭 約1,000億円

税率は、2,400円/炭素トン相当とする。例えば、石炭の税率は平均1.58円/kgとなる。

※ 発電用燃料への課税を電気に換算すると平均で0.25円/kWh

※ 適用開始後のガソリンの税率は1.52円/L

家計の負担 一世帯当たり年間約2,100円（月額約180円）

(3) 税負担の減免措置

国際競争力の確保や一定の削減努力をした企業への配慮等のため、以下の軽減措置を講じる。一定の削減努力をした大口排出者が消費する石炭、天然ガス、重油、軽油、ジェット燃料について軽減を行う。(1/2に軽減。ただし、一定の削減努力をしたエネルギー多消費産業に属する企業の場合は1/2軽減に加え、さらに1割軽減)

鉄鋼等製造用の石炭、コークス等は、免税する。灯油の軽減（税率1/2）等を行う。

(4) 税収の用途

全額を、地球温暖化対策として、[1]森林の整備・保全、[2]自然エネルギー等普及促進、[3]住宅・ビルの省エネ化などに用いる。

税収は一般財源とし、地球温暖化対策を支援する税制優遇措置の財源にも充てる。

(5) 地方公共団体への譲与

税収の一部を地方の地球温暖化対策に充てるため地方公共団体に譲与する。

(6) 実施時期

平成19年1月から実施する。

3 環境税の効果・影響

税による削減量 4,300万トン程度（1990年基準で3.5%程度）の削減

経済への影響 GDP年率0.01ポイント減

【各界、学識者等の意見】

- 「環境税」では地球環境は守れません！」(社)日本経済団体連合会 2006.11
 - ・「環境税」の導入による「CO2削減効果」「財源効果」「アナウンス効果」は疑問。
 - ・「環境税」は国民生活と企業活動へダメージ。
「家庭と企業にダメージ」「企業の自主的な取組基盤を阻害」「地球規模での温室効果ガスの増大」

- 「環境税」に関する見解(平成15年9月19日(社)日本鉄鋼連盟)
 - ・現在、韓国の有力鉄鋼メーカーは固定資産税等が極めて軽く、トータルの税負担が事業収益の30%程度であるのに比べて、日本の鉄鋼メーカーは、事業収益の60%もの負担を強いられており、税制上劣位にある。そのうえ仮に、3,000円/t-Cの「環境税」が導入されるとすれば、鋼材1トン当たり約2,000円の追加負担となるが、激しい国際競争の中での価格転嫁は、到底困難である。
 - ・地球温暖化防止の観点からも、世界で最もエネルギー効率の良い日本から、エネルギー効率の低い他国に鉄鋼生産が移転することによって、却って世界のCO2排出量は増えることになり、地球規模の温暖化防止にとっては全く逆効果となる。
 - ・今年10月には石油石炭税が施行され、石炭も加えた全ての化石燃料に課税されることになっており(2007年度までに段階的に税率アップ)、その用途は、経済産業省と環境省の共管のもとに、地球温暖化対策に充当されることになっている。「環境税」は、石油石炭税と歳出、歳入とも同じ性格を有しており、石油石炭税を課税強化する同じタイミングに、「環境税」を議論しようとする考えは極めて遺憾であり、「環境税」ありきを前提とした議論に拙速に踏み込むことは避けるべきである。

- 「環境配慮型の税体系を考えるー地球環境を保持する国民的ビジョンの構築に向けてー(2006年1月11日社団法人経済同友会)
 - ・本論で意図する「税」の果たすべき役割は、「アナウンスメント効果」と「インセンティブ効果」により、環境配慮への国民意識を高め、具体的な行動に向かわしめることである。既存税が「税」的な役割を果たすためには、炭素含有量に基づく税率を採用するなど、エネルギーの利用が環境に負荷を与えていることを明確にする必要があると考えられる。(p22)

 - ・今、政府が取るべきポジションは、「税負担と税体系のあり方の再検討=課税概念のイノベーション」である。具体的には、少子高齢化が進展し、労働力人口の減少が懸念され、働き方やライフスタイルの変化が目覚ましい中で、所得を基礎とする課税体系ではなく、資産や付加価値に対する課税体系にシフトすることにより、課税の公平性を図ることが必要と考えられる。また、税負担の議論では、所得税や法人税、消費税といった、いわゆる一般財源の議論のみならず、特定財源についても、その役割とあり方を含めて、「国民の総合的な税負担の形」を議論すべきである。当プロジェクト・チームは、この「課税概念のイノベーション」において、「環境配慮型の『税』概念」を導入することを提案したい。(p25)

- 「低炭素社会に向けた12の方策」(平成20年5月22日公表 環境省 地球環境研究総合推進費戦略的研究プロジェクト「脱温暖化2050プロジェクト」、「2050日本低炭素社会」シナリオチーム(独)国立環境研究所・京都大学・立命館大学・みずほ情報総研(株))
 - ・2050年に日本のCO2排出量を1990年に比べて70%削減するためにとるべき、12の方策を提案
 - ・5 人と地球に責任を持つ産業・ビジネス<抜粋>
(導入期)
企業活動におけるCO2排出に対して炭素税を課す一方で、CO2削減目標に政府と合意し、その目標に関して政府と合意し、その目標を達成した企業にはインセンティブ(大幅減税や削

減目標を実現するための技術開発補助)を与えていく。

炭素税の導入に併せて排出量取引制度を導入する
(競争力の確保)

国際競争力にさらされやすい産業などでは、炭素税の導入等による国際競争力の低下を招きかねない。また、企業への過度の負担は製造業の海外流出に繋がってしまう。そこで政府は国際交渉等を通じて特定の産業の不利益が甚大とならないよう国際的な枠組みのスキーム(セクトラルアプローチ、国境課税など)の導入を世界各国に働きかける。これらが不十分であり、十分なスキームが構築されていない期間中は柔軟な税制措置を行っていくものの、2020年までにはこのような税制の特別措置を撤廃する。

○「国内排出量取引制度のあり方について中間まとめ」(平成20年5月20日環境省国内排出量取引制度検討会)

・国内において地球温暖化対策を推進するための施策手法には、直接規制や、国内排出量取引制度、課税措置(環境税)、税の減免措置及び補助金等の経済的手法、社会基盤整備、普及啓発等様々なものがある。推進すべき対策の性質(対象の数の多さ、製品に関するものか/生産や消費に関するものか、対策コスト等)に応じて、適切な施策手法が選択・活用されるべきである。これらのポリシーミックスにより、確実かつ効率的な排出削減を実現することが求められる(P4)

○ 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)

【道路特定財源の一般財源化】

・道路特定財源制度は、道路特定財源等に関する関係閣僚会議における具体化の検討を踏まえ、平成20年の税制抜本改革時に廃止し平成21年度から一般財源化する。その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置するとともに、必要と判断される道路は着実に整備する。

・暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、平成20年の税制抜本改革時に検討する。

【低炭素化促進の観点からの税制全般の見直し】

・道路特定財源の一般財源化の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直す。

4 既存税制の見直しによる全国一律の炭素税の導入

| 既存エネルギー関連税の課税ベース | | | | | | | | | | |
|---|------|-------|---------|-------|-------|----|----|--------|----|---------|
| | | 課税対象 | | | | | | | | |
| 上流 | 課税標準 | 天然ガス | 石油・石油製品 | | | | | | 石炭 | 電力 |
| | 税目 | 石油石炭税 | | | | | | | | |
| 下流 | 課税標準 | 天然ガス | ガソリン | 軽油 | LPG | 灯油 | 重油 | ジェット燃料 | 石炭 | 電力 |
| | 税目 | | ガソリン税* | 軽油引取税 | 石油ガス税 | | | 航空機燃料税 | | 電源開発促進税 |
| <p>「ガソリン税」とは、揮発油（＝ガソリン）に課税ベースを置く「揮発油税」と「地方道路税」を総称する名称</p> <p style="text-align: right;">京都大学大学院経済学研究科 諸富徹准教授 のレジメから引用</p> | | | | | | | | | | |

【各界、学識者等の意見】

○「環境税 実態と仕組み」石弘光編環境税研究会 東洋経済新報社

・「環境税の導入を考えた際、まったく新税として構想せねばならないかと言えば必ずしもそうではない。というのは既存税制のなかに、すでに環境税の性格を備えた税がいくつも含まれているからである。」 p12

・環境税を現行税制との対応で考えると、3つのカテゴリーがある。

- ① 主として道路財源として徴収されている既存の自動車燃料をはじめ他のエネルギー源（石炭、天然ガス、電力など）を含め、その一部を新たに環境税として課税すること
- ② 既存税制のなかで、非エネルギー関連の財・サービスに対する課税に着目するものである。この場合、とりわけ自動車に関連する付加価値税、売上税などを活用するケースが多い。
- ③ 炭素税で代表される独立した名称が付与される新しい環境税である。一般に環境税といわれたとき、この第3の新税がイメージされることが多いが、新税といっても必ずしも既存税制の活用と峻別されるわけではない。

○「環境税の理論と実際」諸富徹 有斐閣

・「日本において、国内環境税、とりわけ炭素税を導入するには、まったくの新税として導入する場合と、既存エネルギー税制の組替えによって導入する方法とが考えられる。(略) これらの税（既存エネルギー税）は、現在従量割としてかけられているが、これを燃料ごとの炭素含有量に課税標準を移し替え、それに応じた税率設定を行うことによって炭素税を導入することができる。このように既存エネルギー税を、環境政策の観点から包括的に再検討してみることも必要であろう。」 p270

○「道路財源一般化し環境税に」（20年4月11日付け産経新聞 東京大学 井堀利宏）

・「道路のためではなく、環境問題に対する配慮からガソリンの使用を抑制するために、高めの税率を維持することはあってもいい。暫定税率は廃止し、環境税としてどのくらいの税率が妥当かを議論すべきで、その結果、現在の税率より高い税率になることもあり得る。」

5 地方税として炭素税を導入する場合のあり方

国と地方の税源配分論

- マスグレイブの税源配分論
 - 1) 応益課税はあらゆるレベルで実施可能(応益性)★
 - 2) 累進的税率構造を持つ再分配目的の税は、国税へ
 - 3) 経済安定化政策に適した税は国税へ、景気に対して安定的な税は地方税へ
 - 4) 包括的課税ベースを採用する必要がある人税は国税へ
 - 5) 税源の移動性の低い税は地方税へ(税源の移動性)★
 - 6) 税源の偏在する税は国税へ(税源の偏在性)★

地方税原則との整合性

- 「税源の移動性」と「税源の偏在性」
- 原産地主義(上流課税)
 - ⇒ 納税義務者は少数、徴税のための行政費用は最小化
 - ⇒ 税収の偏在性の問題が発生
 - ⇒ 水平的な租税協力制度も税収配分機構は存在せず
 - ⇒ 国が税収配分の役割を担わざるをえない
- 仕向地主義(下流課税)
 - ⇒ 税源の偏在性問題は解消
 - ⇒ 独自課税(法定外税)の場合は、資源配分上の歪みが発生
 - ⇒ 国税として課税ベース、税率ともに全国均一な炭素税を導入
 - ⇒ 法定税ならば、地方環境税として実施可能

京都大学大学院経済学研究科 諸富徹准教授
のレジメから引用

※ 参考：法定外税に係る総務大臣の不同意3要件

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。